

○第2清掃工場建設工事に関する調査・談合防止対策委員会設置要綱

改正部分の新旧対照表

新（改正後）	旧（現行）
<p>（設置）</p> <p>第1条 第2清掃工場建設工事に関係して発生した談合問題（以下「談合問題」という。）に係る事務処理について検証するとともに、今後の談合防止対策について検討するため、第2清掃工場建設工事に関する調査・談合防止対策委員会（以下「委員会」という。）を置く。</p> <p>（担当事務）</p> <p>第2条 委員会は、市長の求めに応じ、次に掲げる事項について調査し、審議し、及びその結果を市長に報告する。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 談合問題に係る事務処理の検証に関すること。</li> <li>(2) 談合問題に係る事務処理における課題の抽出に関すること。</li> <li>(3) 今後の談合防止対策の構築に関すること。</li> <li>(4) 前3号に掲げるもののほか、談合防止に関し市長が必要と認める事項に関すること。</li> </ol> <p>（構成等）</p> <p>第3条 委員会は、委員5人以内で構成する。</p> <p>2～5 【略】</p> <p>6 市長は、特定の事項を調査審議するため必要があるときは、委員会に臨時の委員を置くことができる。</p> <p>第4条～5条 【略】</p> <p>（報償）</p> <p>第6条 市長は、別に定めるところにより、委員に対し、報償を支給することができる。</p> <p>第7条～9条 【略】</p>	<p>（設置）</p> <p>第1条 第2清掃工場建設工事に関係して発生した談合問題（以下「談合問題」という。）の事実関係について調査するとともに、今後の談合防止対策について検討するため、（仮称）第2清掃工場建設工事に関する調査委員会（以下「委員会」という。）を置く。</p> <p>（担当事務）</p> <p>第2条 委員会は、次に掲げる事項について調査し、審議し、及びその結果を報告する。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 談合問題の事実関係の調査検証に関すること。</li> <li>(2) 談合問題における課題の抽出に関すること。</li> <li>(3) 今後の談合防止対策の構築に関すること。</li> <li>(4) 前3号に掲げるもののほか、談合防止に関し必要と認める事項に関すること。</li> </ol> <p>（構成等）</p> <p>第3条 委員会は、委員5人以内で構成する。</p> <p>2～5 【略】</p> <p>6 特定の事項を調査審議するため必要があるときは、委員会に臨時の委員を置くことができる。</p> <p>第4条～5条 【略】</p> <p>（報償）</p> <p>第6条 委員には、別に定めるところにより、報償を支給することができる。</p> <p>第7条～9条 【略】</p>